

● 水田決議案（日韓共同提案：和訳）

1. 米は少なくとも 114 ヶ国で生産され、世界の人口の半数以上の主食として世界のカロリー供給の約 20%を占めていることを**認識し**、
2. 米作に典型的な農地である水田が、米作を行っている文化圏において何世紀にもわたり農業者による水管理を通じ広大な開放水面を提供し、湿地生態系の重要な構成要素として、米、他の動植物性食料や薬草を生産するほか、地下水かん養、気候の緩和、洪水及び侵食の防止、地すべりの防止、生態系の保全の機能を持ち、その地域の生活及び人間の健康を支えていることを**同じく認識し**、
3. 世界の多くの場所で水田が、魚類や両生類、昆虫類等の生息・生育の場であり、特にこれら生態系ピラミッドの頂点にいる水鳥の個体群を支える上で重要な役割を果たすことを**認識し**、
4. 使用していない時期の水田を湛水することにより、越冬期の渡り鳥に生息地を提供し、雑草や害虫の管理を行う等、水田の生物多様性を増加させるための取組が行われていることに**留意し**、
5. 人工湿地としての水田の機能及び価値は、農法や水管理によって、高められも低められもすること、すなわち米作の環境持続性を増すために果たす政策の潜在力が大きいことを**意識し**、
6. 決議 .34 が、各締約国に対して、持続可能な農業システムを含め、湿地の保全と適正な利用を促進するための措置を立案することを強く促したと同時に、農業に関連して湿地タイプ別の管理ガイドラインを作成する手続きを定めたことを**想起し**、
7. 多くの締約国において、米作を管轄する政府機関はラムサール条約の管理当局とは異なり、ラムサール条約の管理当局により主に扱われてきたこれまでの決議とはこの点で異なることに**留意し**、
8. 本決議が水田の生態学的な価値の増進に明確に焦点を定めるものであり、貿易関連の協定と矛盾する農業政策を支えるために利用されることを意図していないことを**確認し**、
9. 本決議が既存の天然の湿地を人工湿地に造成することを正当化するものではないことを**同じく確認し**、

締約国会議は、

10. 締約国に対して、水田の動植物相、及び米作を行う地域社会において発展し、水田の生態学的価値を保ってきた文化に関する更なる調査を促進させることを**奨励する**。
11. 締約国に対し、水田が地下水かん養、気候緩和、洪水・侵食防止、地すべり防止及び生態系保全において果たす機能を評価し、高めること、並びに水田の生態的及び環境的な価値に関する普及啓発を行うことを同じく**奨励する**。
12. 締約国に対し、上記の調査及び評価の結果得られたデータを、STRP が COP11 に向けたインフォメーションペーパーとしてまとめるために提供することを**更に奨励する**。
13. 締約国に対し、
 - a) 人工湿地としての水田を、適正な利用の原則に照らして管理することに対する課題を特定する。
 - b) 水田の生物多様性、生態系サービス、持続可能性を高めるような農法や水管理を特定する
 - c) 生産性及び地域社会の利益を意識しつつ、上記農法や水管理が適用可能な箇所において実施されることを確かにする
 - d) 上記農法や水管理を広め、また場合により改善することを視野に入れ、他の米作を行う締約国と上記農法や水管理に関する情報の交換を行うことを**求める**。